

平成25年

第4回市議会定例会 議案第18号

函館市青果物地方卸売市場条例の一部改正について

函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

函館市青果物地方卸売市場条例（平成20年函館市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第45条第4項，第47条第2項第2号および第51条第1項中「100分の5」を「100分の8」に改める。

第68条第2項第2号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第68条第2項の規定は，この条例の施行の日以後の使用に係る市場の施設の使用料について適用し，同日前の使用に係る市場の施設の使用料については，なお従前の例による。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い，市場の施設の使用料について消費税等相当分を改定し，および市場取引に係る規定を整備するため